

公売

市有財産(不動産)を公売します

市が保有する不動産について、次のとおり公売します。誰でも簡単に参加できますので、お気軽にお問い合わせください。

※上記物件は現状渡しとし、地下埋設物調査、地盤調査及び耐震調査は行っていません。
※①の物件は、土地・建物一括公売とします。
※①の建物には消費税がかかります。

■公売する不動産

- ①田布川町703番
宅地 265・93㎡
建物(昭和58年3月建設)
住宅Ⅱコンクリートブロック造陸屋根平家建 69㎡
倉庫Ⅱ木造スレートぶき平家建 15㎡
- ②あけぼの町312番
雑種地 390㎡
- ③仁田浦町202番1
雑種地 1663㎡



▲①田布川町703番の建物

■公売方法ほか

公売方法 一般競争入札

【現地説明会】

開催日 3月5日(木)

開始時間 ①午後2時、②午後3時30分、③午後4時

【入札】

日時 3月17日(火) 受付 午後1時、開始 午後1時30分

場所 市役所2階会議室

その他

- ・不動産の売買代金以外の必要経費として、売買契約書に貼付する収入印紙の代金と、所有権移転登記の登録免許税が必要となります。
- ・所有権移転登記は、市が行います。

■問合せ 財政課財産管理係

TEL 72-1111(内線223)

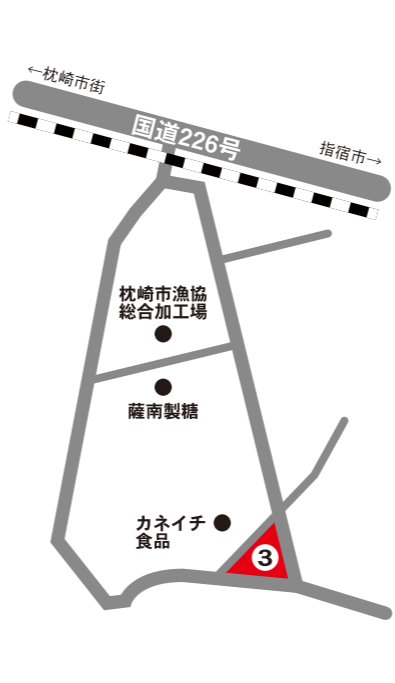
①田布川町703番(土地・建物)
※旧金山小学校教頭住宅



②あけぼの町312番(土地)



③仁田浦町202番(土地)



■日時 2月21日(土) 午前9時30分～
■場所 市民会館 第1会議室
■持参するもの 筆記用具
■その他 立候補予定者1人につき来場者は2人以内、書類関係は1部とさせていただきます。
※枕崎市議会の議員定数を定める条例が改正され、今回の議員定数は「14人」となります。
問合せ/選挙管理委員会 TEL72-1111(内線310)

選挙 市議会議員選挙立候補予定者説明会を開催

市議会議員選挙が、4月26日(日)に執行されます。この選挙に立候補を予定している方を対象に、次の日程で立候補に必要な手続き等について説明会を開催します。関係者の方はお集まりください。

障害福祉サービス

障害福祉サービス等のご案内

本市の障害福祉サービスのさらなる推進を図るため、利用できる障害福祉サービス等をご案内します。

■障害福祉サービスにかかわる難病等の拡大

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が平成25年4月に施行され、従来の障害福祉サービスの対象者である身体・知的・精神の方々に難病等の方も加わりました。

また、平成27年1月1日から、難病等の範囲が拡大され「障害福祉サービス」の対象となる疾病が、130疾病から151疾病になりました。り患していることがわかる証明書(診断書など)を提出し、申請することにより、必要と認められたサービスを受けることができます。

■障害者手帳等の申請

障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳があり、その

障害の程度に応じて手帳区分があります。各種の支援やサービスを受けるために必要となるもので、市に申請する必要があります。サービスの中には、発達障害・精神疾患・難病等、これらの手帳を所持していなくても利用できるサービスもあります。

■障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業等の手続き

主な障害福祉サービスは、下表のとおりです。
サービスを受けるために障害者または障害児の保護者は、市に申請を行い、支給決定を受ける必要があります(原則、介護保険でサービスを受けることができる方は対象外)。

サービスによっては、その必要性を明らかにするため、市が設置する審査会の審査及び判定に基づき、障害支援区分の認定を受ける必要があります。障害支援区分には、区分1から6まであり、区分6は支援の度合いが高くなります。区分

■障害者虐待防止対策支援

障害者への虐待の未然防止や早期発見及びその対応、また、その後の適切な支援を行います。なお、障害者虐待に気付いた人には、市への通報義務があります。

■成年後見人制度

障害等が理由で、判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、また、福祉サービスを利用するための手続き等を支援する制度です。身寄りがいないなどの理由で、申立てをする方がいない障害者等の方に対して、必要に応じて市が申立てを行うこともあります。

これらの他にも障害の程度に応じて、次のようなサービスがありますので、詳しくはお問い合わせください。

- ・自立支援医療費(更生、育成、精神通院)
- ・補装具費
- ・日常生活支援用具の給付等
- ・特別障害者(居宅)手当等
- ・税金の控除、減免

●主な障害福祉サービス

項目	内容	
相談支援	福祉に関する問題または必要なサービス等の情報提供や助言を行う	
訪問系サービス	居宅介護(身体介護・家事援助)	自宅で入浴や排せつ等の身体介護や家事の支援を行う
	行動援護	知的または精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の支援を行う
	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な支援を行う
日中活動系サービス	短期入所	介護の方が病気などの場合に、施設に短期的に入所し、生活の支援を行う
	療養介護	医療が必要な方で、病院等において機能訓練・看護・療養上の管理を行う
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設での介護や創作的活動などの機会を提供する
	自立訓練(機能訓練、生活訓練)	一定の期間における身体機能や生活能力の訓練を行う
	就労系支援(移行支援、A・B型)	就労の機会の提供や知識・能力の向上のための訓練を行う
居住系サービス	施設入所支援	主として夜間、施設において介護等の支援を行う
	共同生活援助	夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の援助を行う
障害児通所支援	児童発達支援(未就学児)	日常生活能力向上における基本的な指導及び集団生活への適応訓練等を行う
	放課後等デイサービス(就学児童・生徒)	学校の終了後または休校日において、日常生活能力向上のための訓練や社会適応訓練等を行う

- ・自動車税、取得税の減免
- ・有料道路通行料の割引
- ・NHK放送受信料の減免
- ・駐車のためのパーキングバ

- ・1ミット制度
- ・旅客運賃の割引
- 問合せ 福祉課障害福祉係
TEL 72-1111(内線470)